

平成16年度 第6回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1. 日時：平成16年10月12日(火)9:30～11:17

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、南場智子、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策、各委員、安念潤司、大橋豊彦、橋本博之、福井秀夫、各専門委員

(政府)村上大臣、林田副大臣、江渡大臣政務官

金子前大臣

(事務局)河野規制改革・民間開放推進室長、宮川参事官、井上参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官

4. 議事次第

(1)金子前大臣、村上大臣、林田副大臣、江渡大臣政務官の御挨拶

(2)「重点検討事項」等の検討状況等について

市場化テストの制度設計

官業の民営化

主要官製市場分野等における「重点検討事項」

規制改革・民間開放集中受付月間

5. その他

宮内議長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第6回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は御多用のところ、金子前大臣にお越しいただいております。また、新たに規制改革担当の副大臣に御就任されました林田副大臣、また、規制改革担当大臣政務官に御就任されました江渡大臣政務官に御出席をいただいております。なお、村上新大臣は閣議がございまして、少し遅れて、後ほどお見えになる予定でございます。

本日は委員が9名、専門委員が4名の御出席をいただいております。若干、遅れてこられる方もございます。

それでは、早速でございますが、議事に先立ちまして、ただいま御紹介申し上げましたお三方から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。まず、これまで当規制改革、御担当いただきました金子前大臣、長い間、大変お世話になりました。一言、ごあいさつをちょうだいでできればと思います。

金子前大臣 おはようございます。

宮内議長、鈴木代理始め、委員の皆様方に本当に精力的に御議論をいただいております。心から御礼を申し上げます。

委員の皆様方、交代をしていただいて、新しく参加をしていただくという時期もございましたけれども、そのハンディというものも本当に数か月間で埋めていただきまして、そして宮内議長以下、皆様方共同で新しいテーマに取り組んでいただいている。これまで以上に皆様方が燃え上がってきていただいているということを実際にうれしく思っておりますし、その間、委員の皆様方、大変な御努力を、あるいは勉強もしていただいたと思っております。この力が、今年末の答申に向けて更に活かされますように、心から御期待を申し上げる次第であります。

今回、私、予算委員会の筆頭理事という、今度は国会側で汗をかくことになります。しかし、マスコミからよく言われるんですが、今国会は本当に簡単なんです。ものすごい簡単なんです。この臨時国会、何もありません。あるとすれば、日本歯科医師会。だけれども、そんなものはもう終わった話です。最大の問題は、郵政、そして、規制改革、介護。この3つだけなんです。

その中でも、郵政。この郵政は、まさにシンボリックでありまして、一種の民営化、あるいは規制改革なんです。これが当面、来年の通常国会に向けて、今国会の最大の役割、最大の仕事。その1つを担うのが、この規制改革だと思っております。

そういうつもりで、ほかの役所にはよけいな法案は全部持ってくるなど。私のところで、そんなものは全部下ろしてしまうと偉そうなことをしておりますけれども、そういう意味で、大事な役割を現場で皆さんがやっていただく。国会の方の整理は、私がやらせていただく。その気持ちで取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

国会の場に出ますと非常に荒っぽくなりますけれども、どうぞ、宮内議長以下、皆様方で御議論をいただき成果を是非、実現をさせていただく立場で今度は頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

後任の村上大臣、重量級。重量級というのは体だけではありませんで、知能。そして、林田副大臣、私と一緒に財政金融の委員会、筆頭理事をやったプロでありますし、江渡先生も本当にこの分野には情熱を持った若手のホープであります。どうぞ、皆様方の御指導をいただきながら、ともに進めさせていただき、彼ら自身、覚悟を持っておりますので、よろしく御指導ください。

心から御礼申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

宮内議長 金子前大臣、この会議が発足時という非常に難しいところ、御指導をいただきまして、また、この会議がこれから取り組みます問題点、非常に積極的に御指導をいただきましたことをお礼申し上げますと同時に、今後のいろいろな面で御協力をいただくこともお願い申し上げたいと思います。

更に今後の御活躍を心から祈念申し上げます、お礼に代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、林田副大臣、一言お願いいたします。

林田副大臣 おはようございます。このたび、内閣府の規制改革担当副大臣を拝命いた

しました林田でございます。

まず、委員の皆様方には、この4月以来、精力的に、今、話ございましたように、御議論賜りましておりますことを深く感謝申し上げます。

今、金子前大臣から臨時国会の云々というお話ございましたけれども、小泉総理は、このたびの内閣改造に際して、この規制改革を始めとした構造改革に非常に熱意を持っておられているのを肌身で感じております。この上は江渡大臣政務官ともども村上新大臣をお支えして、この会議を有意義に、そして、また、国民が期待しているいろいろな分野に我々も大いに汗をかいていきたいと思っております。

本当に御苦労でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

宮内議長 ありがとうございます。何分、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、江渡大臣政務官にごあいさつをいただきます。

江渡大臣政務官 おはようございます。このたび、内閣府の規制改革担当大臣政務官を拝命いたしました江渡でございます。なかなか耳慣れない、また、見慣れない名字かもしれませんが、それでも、「エワタリ」ではなくて、「エト」と申しますので、よろしくお伝えしたいと思っております。

まず、初めに、委員の皆様方には本当に、この規制改革、あるいは民間開放のために常日ごろより御尽力されておりますことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げたいと思うわけでございます。

改めて、私があればこれ申すまでもなく、まさに小泉改革、先ほど前大臣の金子大臣の方からもお話がありましたとおり、構造改革というのは大変、極めて重要なテーマでありますし、また、このことから、これからの日本の経済の発展のために大変重要なことであろうと私は考えている1人でございます。それゆえに、村上大臣、そして、林田副大臣、しっかりとお支えしながら、御指導いただきながら、これからの日本のために、そして、また、規制改革・民間開放の推進のために一生懸命努力してまいりたいと、そのように考えております。

これからも委員の皆様方の御指導、御鞭撻、よろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

宮内議長 ありがとうございます。何分よろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、後ほど、村上大臣が来られましたら、そこでちょっと議事を中断いたしまして、ごあいさつをちょうだいしたいと、このように思っておりますが、それまでの時間はちょっと予定を変更いたしまして、議事に入らせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

金子前大臣 どうもありがとうございました。失礼いたします。

（金子前大臣、林田副大臣、江渡政務官退室）

宮内議長 それでは、議事に入ります前に、私から1点御報告をさせていただきます。

思います。

これは先月、金子前大臣とともに経済財政諮問会議に呼ばれまして、当会議の「重点検討事項」等を報告いたしました。その内容につきまして御報告させていただきます。

まず、「中間とりまとめ」の内容につきましては高い評価をちょうだいしたと思います。諮問会議も、その実現に向けてバックアップしていただけるということで、強い御支持がございました。このため、年末の答申の前、11月ごろに当会議の検討状況について、新大臣と私から再度、諮問会議に報告するということになりました。

個別には、市場化テストについては、是非、成功させてほしいということでございます。法制化を含めた18年度までのスケジュール設定や、モデル事業としてハローワークを含めて検討してほしいということになりました。また混合診療の解禁、パウチャー制度の導入等につきましても積極的に検討してほしいという御要望がございました。

私からは市場化テストは、是非成功させたいと思っていること。また、官業の民間開放、「重点検討事項」についても総理を始め、閣僚の皆様の英断を仰いで、当会議の目的を達成したいということを書いてまいりました。

総理からは特に御発言がございまして、「『市場化テスト』については、まず、17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい。『混合診療』については、長い間議論をやってきており、必要性を求める声が強くと同時に、抵抗が一番強いところである。しかし、年内に解禁の方向で結論を出していただきたい」と、このような御発言がございまして、年末の答申に向け、意を強くした次第でございます。

(村上大臣入室)

(報道関係者入室)

宮内議長 以上、私から報告でございます。

ちょうど、村上大臣がお見えになりましたので、新しく当会議の御担当になりました村上大臣を御紹介申し上げますと同時に、一言ごあいさつをちょうだいできればというふうに思います。よろしく申し上げます。

村上大臣 どうも先生方、おはようございます。このたび、金子大臣の後を受けて規制改革担当の特命大臣を拝命した村上誠一郎でございます。

私は、かねがね、やはり我が国の国力回復のためには、財政と経済と教育を可及的速やかに立て直すことが喫緊の課題だと考えております。そういうことで、これらの構造改革を実現する上で、規制改革は特に重要な位置を占めているというふうに考えております。

そういう意味でも、担当大臣として規制改革を担当することになって、宮内議長始め、先生方とお仕事できることを非常に誇りに思っております。そういうやりがいを感じながら、林田副大臣と江渡大臣政務官とともに全力投球していきたいと考えております。また、本推進会議におかれましては、年末の答申に向けて市場化テストの問題、その導入、それから、混合診療の問題等を始め、年内にある程度結論を出していかなければいけない喫緊の課題も非常に多うございますので、先生方に引き続き活発な御議論をいただいて、

御指導をいただけたらとお願いする次第でございます。

尾辻厚生労働大臣も含めて、最後の関係閣僚等の調整に臨んで、必要に応じて、小泉総理に直にお会いして裁断を仰いでいきたいと、そういうふうを考えています。

そういうことで、先生方の御意見をバックにしながら、一生懸命、規制改革の実現を図ってまいりたいと思いますので、宮内議長始め、先生方のなお一層の御指導と御鞭撻をよろしく願います。

どうも、今日は本当にありがとうございます。（拍手）

宮内議長 ありがとうございます。新大臣から大変力強いお言葉をちょうだいいたしまして、何分よろしく願い申し上げたいと思います。

（報道関係者退室）

宮内議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

あらかじめお断り申し上げますが、本日の会議は、年末の答申に向けました、いわゆる内部の「作戦会議」というようなことでございます。したがって、席上配布資料を除きまして、会議資料はいつものとおり、会議終了後に公表いたしますが、今日議論いたしました内容につきまして、議事録につきましては、そういう作戦会議という場での議論の性質上、当分の間、非公表とさせていただきます。後ほど公表させていただくと。そうございませんと、ちょっと我々、目的遂行に難しい場面も出てくるかと思っておりますので、よろしく御了承のほどをお願いしたいと、このように存じます。

本日は、前回御議論いただき、諮問会議にも報告いたしました「運営方針」における「重点検討項目」等。つまり「（１）市場化テストの制度設計」「（２）官業の民営化」「（３）主要官製市場分野等における『重点検討事項』」「（４）規制改革・民間開放集中受付月間」。この４つにつきまして、その進捗状況、あるいは年末に向けた取り組みにつきまして、それぞれ御担当の委員から御報告をいただきまして、意見交換を行いたいと思っております。

それに関連いたしまして、資料１でございますが、お手元に私の名前で「年末の答申に向けた進め方及び基本方針」と題します資料を提出させていただいております。これは後ほど、各担当委員から御報告をいただく内容と重なるところもございまして、特に年末までのスケジュール、議論の方向性、答申に盛り込むことが考えられる内容という、全体的な視点といいますか、相場感といいますか、これを私なりに皆様方と御議論しながら考えをまとめたものでございます。

したがって、こういうところで年末まで大枠進めてみたらいかがであろうということでもとめたものでございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど御報告申し上げましたように、諮問会議で総理からも力強いお言葉をちょうだいいたしまして、社会からも当会議の活動について大変大きな関心が持たれていると思っております。そこで年度後半の重点検討課題について、年末の答申に向けて当会議の目指す改革のポイントを改めて整理したということでございます。これから本格化いたします議論のベースといたしまして、会議全体で共有していただき、かつ、御了承いただきまして、対外

的にもこれを明示して、会議のスタンスを明確化させたいと、このような趣旨でございます。

勿論、内容をごらんいただきますと、今後の議論によって状況が変化したり、更に主張すべきポイントが出てくるというようなことも考えられますけれども、スタートラインにおける整理でございます。各項目につきまして、委員との御議論もさせていただきましたが、それぞれハードルは高くしております。ぎりぎりまでこの内容をかち取るという意気込みで御検討いただきたいというところもございます。

それから、大まかなスケジュール感といたしましては、1ページの一番最初でございますとおり、本日以降、11月にかけて公開討論、あるいは非公式のハイレベル折衝などを含めまして、その状況を経済財政諮問会議に再度報告させていただく。そして、その際に改めまして、できましたら総理から後押しをいただくというようなことも含めまして期待しているところでございます。このスケジュール感で、公開ヒアリング等を中旬からということになっておりますが、これもできるだけ早い機会に入るといふことも必要かというふうに思います。

その後は、最終的な詰めを推進本部での議論などを通じて行っていくということになると思いますが、個別の内容につきましては御説明いたしません。後の御説明に重複すると思います。事前にお諮りさせていただいており、各御担当委員から、この内容に触れながら御説明をいただけると思います。

どの項目につきましても難題ばかりでございますので、公開討論などを通じまして世の中の関心を高めながら、それを背景に各省協議、あるいは諮問会議、推進本部などの議論を進めることによりまして政治的な決断を求めていくということが、この年末答申に向けての大きな我々の作業になろうかということで、これをつくらせていただきました。御参考にさせていただければと思います。

したがって、この内容につきましては、まだ、今後のこともありまして、御意見もいろいろあるかと存じますが、各委員からの御報告をこれからいただく。その意見交換におきまして、この資料の内容につきましても御議論をいただきたいと、このように思います。

それでは、ただいまから各分野の進捗状況等につきまして御報告をいただきたいと思っております。

まず市場化テストの制度設計ということにつきまして、八代委員からお願いしたいと思います。

八代総括主査 お手元に資料2-1というのがございますので、これを見ていただきたいと思っております。「『市場化テスト』に関する今後の検討の進め方(案)」というものであります。今、宮内議長から御説明がありましたように、総理からは市場化テストについて強い御指示がございました。これに基づきまして、これまで2回ワーキンググループ等を開いておりまして議論をしておりますが、まず第一には、この「もみじ月間」に併せま

して民間提案の募集というのをとりまとめております。

それが資料 2 - 2 にありますやり方でありまして、なぜ、この民間提案を行うかと申しますと、1 つは、この官業の民間の開放というのは、やはり受け皿という形で民間の事業者の方が積極的に手を挙げていただくことが何よりも重要であるわけで、その参加意識を盛り上げるということと、当方でも個別にいろいろ、どういう形の民営化が望ましいか、民間開放が望ましいかということは考えておりますが、言わばそれ以外、我々が知らないような方からどんどん新しい提案が出てくる可能性ということを重視しているからでございます。

それから、何よりも市場化テストというのはものによってやり方はかなり違うわけでありまして、ある意味で、現業の官業のままで、そのまま民間が事業ができるというようなものもありますし、かなり概念自体を変えていかないと、そのままでは民間ではできないというものまで多種多様でございますので、一番近い事業をやっておられる民間の方の知恵というか、そういうものを活用することでよりよい市場化テストができるようにという、さまざまな意図を持っているわけでございます。

それで、資料 2 - 2 の方でありまして、こういう「民間提案の募集について」というのを先日の横断的手法ワーキンググループで承認いただきましたので、これを 10 月 18 日から 1 か月近く募集するという形で、この間にもさまざまな形でフィードバックを行い、また、こちらの市場化テストモデル事業の考え方を変えていきたいということになります。

同時に、この市場化テスト法の骨子といいますか、そういうやり方についても、別途、検討は進めていきたいと思っておりますが、とりあえず、個々の具体的な項目についてどういう形で事業を実施するかということをはかの官業ワーキンググループ等々、共同で検討している最中でございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

御報告いただきまして、それにつきまして各項目ごと、皆様方と意見交換、あるいはご質問をお受けするという形にしたいと思っております。

この市場化テストにつきましての皆様方の御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ、御自由に御発言いただきたいと思っております。

私から質問させていただきたいんですが、民間提案というのは相当 PR しないとなかなか出てこないと思うんですが、具体的にはどういうことを考えておられるのでしょうか。

八代総括主査 「もみじ月間」と同じような形で、一緒にこちらで広報するということが同時に、個別に各業界の主なところに対して働きかけはしております。

それから、新聞記事でも既に一部出ておりますが、こういうことをやっているということとはマスコミを通じてでも広報していくという形で、幅広い応募をお願いするわけでありまして。

それから、これは必ずしも今回のモデル事業だけではなくて、再来年度の本格的な事業に備えた提案でもいいわけでありまして、その意味でも御質問をいただく機会をとにかくできるだけ受けるという形で、ネット、それから、必要に応じて政府広報等を活用してやっていきたいと思っております。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 今回の点と関連するものですが、いわゆるPRとか、公募の仕方についても、予算の問題もありますが、主要な新聞の広告を使ってやるというお考えはないのでしょうか。

八代総括主査 これはかなり経費がかかることだと思ひまして、予算があるとは思えませんので、残念ながら新聞広告というのは無理だと思いますが、できるだけ記事にさせていただくということで考えておりますが。

草刈総括主査 たまたま、お金の元締めである大臣がおられるので申し上げたんですけれども。

宮内議長 どうぞ。

村上大臣 私は長らく大蔵政務次官や大蔵委員長、財務副大臣をやっていたので、先生方のそういう予算化の問題については、微力ではありますが、最大限にバックアップしていきたいと思ひますので、遠慮なくおっしゃっていただきたいです。

八代総括主査 ただ、予算の件については、実はモデル事業をすること自体にかなりお金がかかれますので、私としては、貴重なお金はやはりモデル事業実施自体の方に最優先で、広報ということで新聞広告までお金を使うというのはやや優先順位は低いのではないかと思っております。

事務局の方で、何か補足していただければ。

宮川参事官 現在、政府広報の方がございまして、これは実はこの間、企画委員会でも多少、議論ございましたので、今も鋭意、検討しておりまして、枠取りの話も含めて、今の各委員の御意向も踏まえまして、更に研究を進めて、できるだけたくさん確保できるように頑張りたいと思ひます。

宮内議長 私から再度でございますけれども、日本のように、この官業というのが非常に長年にわたって、官がやるものだというふうに社会がみんな思っている。それを市場化テストということで民間でいかがですかと言われても、これはある意味では、民間の方は想定していなかったわけですから、きょとんとしているというようなことになりかねない。

せっかく市場化テストという新しい方法を持ってきて、民間がたくさん、私にも一遍考えさせてくれというふうに出ればいいんですけども、出なければ、これはかけ声だけに終わってしまうということで、そういう意味ではPR、あるいは民間が今まで想定していなかったけれども、こういうことをやってみたいと思わせるような説得というようなことがかなり必要なのではないか。

このモデル事業でだれも手を挙げてこなかったというのは、そういう事態があると、そ

れ自身での市場化テストは全然だめだということにされかねないと思うので、出だしが非常に重要だと思いますが、その辺り、八代委員。

八代総括主査 宮内議長の全くおっしゃるとおりで、ただ、我々は決して、出るか出ないかわからない状態でこれを公募しているわけではなくて、既に当然ながら、手を挙げていただく方は根回しをしているわけで、それ以外に我々が知らないようなところからどれだけ出てくるかということを期待しているわけで、決して公算なしで公募しているわけではございませんので、よろしく申し上げます。

宮内議長 どうぞ。

矢崎委員 先進諸国の具体的例で、失業者の就労支援とか刑務所の運営とかが資料に書いてありますと、企業によっては刑務所の運営などをやってみようかと興味を示すところもあろうかと思えます。ただ、刑務所の運営といってもどういう業務があり、どのぐらいのコストがかかるのかがわからないと、今、八代先生がおっしゃったように、ある根回しできていて、そういう企業は承知しているかも知れませんが、我々がぱっと見てやろうと思っても、本当にやってもいいのかどうか判断できません。何か一つ、具体的な例をわかりやすく示してやると、やってみようという企業が結構出てくるのではないかと思います。刑務所などの例が何点かあって、具体的に、今、このぐらいコストや人手がかかっていると一般の方にもわかるようにはならないのですか。

八代総括主査 今、おっしゃった点は非常に大きなポイントで、実はそれについてかなり議論がございました。こちらで幾つか、既に考えている市場化テストのモデル事業について具体例も一度つくったわけでありましてけれども、逆にその例を出すと、それに限定されてしまうというおそれがあるのではないかということから、結果的に外してしまったという面もあります。

その意味で、お問い合わせいただければ、それぞれについてのできる限りの情報は提供できるんですが、幾つか、7つぐらいの例を出しますと、それ以外はないのかという、してはいけないのかということと言わば考えられるとまずいかなという議論がありまして、結果的に落ちたわけでありまして。

それで、どういうものがあるかということについては、別途、後ろの方に諸外国の例は一応ありますけれども、ちょっとその辺り、かなり難しい点で、むしろ先ほど言いましたように、我々が考えつかないようなアイデアを募集しているという面もあるわけですし、今、矢崎委員のおっしゃった点については、もう一度内部では検討してみたいと思います。両案がございました。

宮内議長 どうぞ、黒川委員。

黒川委員 入札の形なんですけれども、イメージがコンペのようなイメージで、どういう手法で、どうやって、どんなサービスを、どの水準で協議するかというのは、一定の技術水準で一定のサービスを決めてあって、それについて競争するのか。

つまり、いわゆる入札というスタイルで、一定のサービスと契約の内容がきちっと決ま

っているところで価格競争をするというイメージなのか。それとも、手続もプロセスも内容も、最終目的を達成する、一定の目的を達成するのだったら、どんな手法を使ってもというか、創意工夫ということになると思うんですけども、民間的、これまでのやり方とは全く違うやり方でもいいようなもの、コンペ方式のテンドリングになるのか。どっちのイメージと考えるとよろしいんですか。

八代総括主査 これは、民間同士のものであれば政府がきちとした枠をお決めして、言わば競争入札的な値段を専ら想定したものになるわけですけども、諸外国の例を見ますと、それではやはり安かろう悪かろうになってしまう危険性があるので、イギリスでもベストバリュー方式というような形で、質を担保しつつ価格競争をするということになるわけです。

ですから、これもやはりものによって違うわけで、具体的なものとかサービスを現につくっている、民間と同じような形でつくっているようなものについては、今、おっしゃったような、ある程度、サービスの質というのが非常に明確でありますので、価格競争でいいかと思いますが、例えば民間で全くやっていないようなものをやろうとする場合にはもうちょっとプロポーザル方式みたいなものが出てくるわけで、それも逆に言えば、余りこちらとしては特定していない、ケース・バイ・ケースで考えるということでありまして、逆にこういうことをやる場合にはこういう形でやってもらわないととても入札できないというような御提案も受け付けているという感じです。

これはあくまでもモデル事業でありますので、最終的な事業の場合は、今、おっしゃったように、かなりスペシフィックなものをつくるわけですけども、モデル事業としては試行錯誤でとりあえずやっていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。もし市場化テストにつきまして、後ほど、また、他の項目のときでもお気づきの点がありましたら御発言していただいても結構でございます。したがって、次に移らせていただいてもよろしゅうございましょうか。

次は、官業の民営化というテーマでございます。鈴木委員からお願いいたします。

鈴木議長代理 お手元の資料3でございます。

進捗状況ですけども、国の事務・事業につきまして、この間から申し上げておりますけれども、812項目の事務・事業について回答を得ましたので、これらを中心にして春先から検討を行っております。

目標は何かという事柄でございますけれども、国の行う事務・事業というものを精査いたしまして、まず、その中で民間に移譲することができるものは民間に移譲しましょうと。この民間移譲の方式としては、民営化という方式もあれば、民間譲渡というやり方もあるということでございます。

そのような形で民間に移譲をすることができない、あるいは適さないものにつきましては、これはその事務・事業というものを、それでは民間に委託を推進しようではないかというスタンスに立ちます。

その委託のやり方といたしましては、できれば企画実施に至るまで包括的に委託をするということ。勿論、委託契約の中で行政があるチェック権能を持つというのは契約の問題ですから、それはOKですけれども、包括的に委託する、これを次なる目標とする。しかし、包括委託にもやはり適しないという問題につきましては、これは部分委託でもいいから推進していこうと。これが基本的なスキームでございます。

こういう考え方の下に、812の中から約80項目の事務・事業というものを抽出いたしまして、第1次ヒアリングを完了いたしました。10回にかけてやったのですけれども、また、この1回というのが2時間ではございません。5～6時間から、ひどい場合には7～8時間というので、大変力仕事の中の力仕事でありまして、それを了しました。

この第1次ヒアリングの結果を踏まえまして、第2次ヒアリングを10月20日を皮切りに行います。次のページに、その予定と、どういう対象に対して第2次ヒアリングをするかということが書いてございますが、この第2次ヒアリングを行いたいと思います。

これらのヒアリングを踏まえまして、事務・事業を類型ごとに今後の民間開放に向けた、さっき申し上げました目的に照らし、民間移譲・民間移管というそれぞれについての考えを整理していきます。

この第2次ヒアリングの対象になっておりますのは、約40でございます。ヒアリングいたしましたのは80でございます。更に続いての40というのはどうするんだということにつきましては、これは第1次ヒアリングで大体聞くことは尽きているということでありまして、この80項目を選びましたもののすべてについて答申を出すということではございません。一部不要であるというものもありますが、ほとんどのものについては何らかの提言案の作成にかかるということです。

したがって、2次ヒアリングをやる40以外は、既にこちら側の問いかけはできておるものというふうに御理解いただきたいと思っております。

これは官の事業の民間開放について、言わば穴をあけるやり方でございますが、ここで穴があきました場合には、このところに民が入るときには市場化テストというような方式というものは有力な手段として活用されてくるのではないかと考えて、市場化テストのワーキンググループというものと合同ヒアリングを行いながら、これを促進していきたいと考えております。

一つひとつの事務・事業を取ってみますというと、大きなものも勿論あります。極めて大きなものもありますが、例えば施設、検査・検定というもののようの中には個々の問題が含まれておりますが、個々のものであればあるほど生き残りをかけてお役人の側の抵抗は大変強いものでございまして、そんな意味から11月、12月にかけての最終とりまとめの段階では相当強い抵抗に遭うものと思っておりますので、どうか大臣、そのときにはお力添えをよろしく願いしておきます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、御意見・御質問、特にありましたら。

村上大臣 私の担当はこちらの部署もそうですし、産業再生機構もそうですし、それから、行革、特区、地域再生もそうなんですけれども、本当に先生方の御苦労、この間、特に特殊法人と独法の議論に参加させてもらったんですけれども、本当に役人というのは頭がかたくて、本当に大変だなと御苦労を感じました。

それで、今、鈴木先生が言われるように、これはかなり大変なんですけれども、やはり最終的には官邸の馬力をもって突破していくしかないかなというふうに考えています。

それから、先ほど矢崎先生が言われたように、実は刑務所なんですけれども、御存じのように、アメリカのインディアナポリスの市長が、前の市長の仕事を大幅にカットしました。道路の管理とか刑務所の管理とかを民間委託して。ただ、今、矢崎先生が言われるように、どういうふうにコストがかかって、どういう業務があるのかというのをやはり欧米の例を1回示してあげないと、一般の人はなかなかわからないと思うんです。そういう面で、そこら辺、いろいろ知恵を出していただけたらと思います。

以上であります。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 なお、1点追加させていただきますと、この検討に当たりましては3つのグループといたしますが、ワーキングをつくってありまして、福井専門委員と本田委員、それから、白石委員と安念専門委員、それから、大橋専門委員と原委員という組み合わせで責任担当分けをしてやってありまして、今日まで非常に熱心に御参加いただいておりますことを添えさせていただきます。

宮内議長 何か、御関係の専門委員、委員の皆様方で補足といたしますか、追加ございましたらどうぞ。

南場委員 ちょっと確認したいんですが、これは民間に委譲する、あるいは委託するということが決定してから、その上で市場化テストという方法を用いて官民の競争入札を行うという形になるんですか。ここの検討と、方法論としての市場化テストの部分の関係についてお伺いしたいと思いますが。

鈴木議長代理 私どもの仕事というのは、これは官である必要がないではないか、民間に出したらよいではないかというのを第1のスタンスとして持つわけです。ですから、言ってみたら穴をあけるという話でありまして、穴をあけて、仮にその時点において、民間の中からそれをやりましょうという希望者がいないとしても、穴をあけておけば将来、そういうところに穴があいているということを認識して、民間のアプリカントが出てくるであろうと。こういうことを期待するという意味合いで穴をあけるというのが仕事で、直ちにそれが民間に移管するということがなくても、穴をあけることに意味を持つということです。

市場化テストは、八代委員の方から後で御説明あるかと思いますが、市場化テストも何でもかんでも市場化テストをやって、そして、民が勝ったら民だという性格のものでも必ずしもないでしょう。穴があく対象のものであった場合には、これは市場化テスト

というものを行って、その優劣を決めるという話であろうかというふうに思います。

したがって、穴があいていないことには、これは市場化テストというものには行かないということになるわけですが、そういう意味合いで市場化テストと、私どもの方の仕事の関係があるかと思えます。

と同時に、我々、これに全部穴をあけるということは必ずしもできるわけではございません。穴のあかない場合にそう言うのであったならば、そうしたら1回市場化テストにかけてみないかと。これは特区と同じような発想です。

そういうことで解決した場合には、その部分に限って、あるいは地域とか、あるいはは案件に限って市場化テストにかけてみるということによって、実は穴をあけるということができるわけです。そこで穴があいたら、それは全般にあいてもよいではないかという発想になっていくわけです。

そういう関連が市場化テストと、この官業の民営化との間にはあるというふうに私どもは思っております。

以上です。

八代総括主査 基本的に鈴木さんがおっしゃったことと同じことですが、かつて特区をやったときに、特区での規制改革か、全国ベースの規制改革かという二者択一を当会議として迫るという手法を取って、これはかなり有効だったわけなんです。現に、特区提案の中でも特区として実現したものの数以上に全国ベースでの規制改革が実現したものの多いわけでありまして、それはやはり、特区をつくられているいるプレイアップされるよりは、言わばこっそりと開放した方がいいという判断が各省庁にあったわけで、私はこれも市場化テストと官業民間開放もまさに同じでありまして、現に内々ではありますけれども、そんな対象にさせられるぐらいなら自主的にやりますという御意見もあるぐらいでありまして、その意味で両ワーキンググループは車輪の一体みたいな形でやっていけるのではないかと思うわけです。

宮内議長 どうぞ。

黒川委員 当然、お考えになっているんだと思うんですけれども、市場化テストというものの面白いところというのは、民間の方がどういう提案をするかということもとても重要なことなんですけれども、行政の方が、今、幾らくらいコストがかかっているかということ。人件費も含め、それから、利用している建物や施設も含めて、どれくらいオポチュニティーコストがかかっているのかということをお明らかにしてもらうことが重要なんです。

それで、こんなにかかっているのならということで民間もとにかく入ってみようかと思える環境になるわけで、だから、多分、官製市場のケースの場合、これまでのヒアリングを聞いていると、全然あちらのサイドにコスト感覚がないわけです。どれくらいかかっているかとか、そのスタッフの人件費まで含めると、一体どれぐらいの費用になっているかということの認識がないまま、必要だという議論をされているケースが多いので、できた

ら官製市場の今の議論のヒアリングのときに、あなたたちが今やられている、独法法人もそうだと思いますけれども、実際、どれくらいコストがかかっている、今のサービス、これだけのものを提供しているんだということを計算して出してもらおうということができると、つまり市場化テストの方の潜在的な需要を引き出す、何かいい役割になるのではないかという気もするので、官製市場のヒアリングのときにできるだけ種を引き出すためにも、相手サイドにオポチュニティーコストまで含めた提案をしてもらおうことというのはできないでしょうか。

鈴木議長代理 ありがとうございます。その意識は当然、持っております、したがって、各ヒアリングに当たりましては、各省庁に対しては現在の所要経費、人員等について、あるいは、場合によっては採算、その他のもの。採算という項目がない場合でも、どういうところにどういうふうな経費が使われて、どういうパフォーマンスを示しているかという計数的なものは大部分のものについてそれを求めております。

したがって、これは市場化テストの題材を見つけるためにも、もっとも市場化テストの題材を見つけるときには、対する民では幾らでできるか計算が出ないと目にはつかないわけで、ただ、多いねという感じになってくるわけですが、そういう市場化テストの題材を見つけるためにも、有益な材料になるのではないかというデータは取っております。

八代総括主査 ちょっと補足させていただきますと、まさに、今、黒川委員がおっしゃったように、今、官がどれだけのコストがかかっているかというのが市場化テストの一番基本でありまして、これは詳しい御説明を省いて恐縮でしたが、先ほどの資料2-2を見ていただきますと、その2ページ目であります、最初の1つ目の にこういうふうに書いてございます。

「提案いただくことにより、民間事業者等の方々には、下記のメリットが生ずることとなります。

① 現在官が行っている公共サービスを『市場化テスト』の対象事業として選定する道筋をつけ、その後になります、具体的な提案を踏まえて、「業務の正確な内容、直接的・間接的費用、所要人員、業務量などの情報開示を求めていきます」ということで、まず、モデル事業の段階では、こういう事業に御関心があるという御提案をいただきますと、その対象となる官業に対して詳しい情報開示を求めていくというプロセスを考えているわけでありまして。

ですから、最終的にはすべての事業がそうなんです、これは鶏と卵の考え方ですけども、今、やっているすべての官業に対して無差別に資料を提示させるということも、勿論、可能性はあるわけですが、単に提示させるだけではなくて、こちらもきちっとチェックしなければいけませんので、その意味で、まず、モデル事業の対象となるものを前提にかなり詳しい情報開示をしてもらって、それが正しいかどうかのチェックも同時にやるという、そんな意味で、このおっしゃった官業のコストの開示ということは当然ながら、市場化テストでは最優先事項として考えているということでございます。

宮内議長 どうぞ。

大橋専門委員 鈴木代理の御説明にやや補足しますと、今、政府の方では独法法人の見直しということで50近くの独法法人の見直しをしておりますが、その見直しの項目の1つとして民間開放というのが検討アイテムになっております。

当然、独法法人の政府の見直しと、私どもの、この第2ワーキンググループの対象になっている分野とが重なるものが幾つかあります。例えば、文科省関係の国立青年の家とか、オリセンとか、あるいは万博記念公園とか、そういうものが私どもの検討と重なります。その意味で、今、民間開放に向けて2頭立ての馬車で作業をやっているということでございますので、そちらの政府の方の独法法人の見直しと、ここのワーキンググループとの連携というのが非常に重要になると思って、今、その情報交換などを積極的に進めているところでございます。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 今の点に関連しますけれども、見直しの対象となっている独立行政法人は、5年の中期計画というのを出しており、その中で今、3年目になったという独立行政法人があるわけです。その見直し作業はいろんなところでやっていると思いますが、さっき大臣がおっしゃった、参与会議というところでもやっているわけで、そこでは要求すればかなりの数値的なデータは出てきます。

けれども、そこで出てくる数字が極めてわかりにくい場合もある。それをもう一回出し直すよう要求したりしているわけですから、独立行政法人関係については、今おっしゃった形で、データは十分取れます。それから、いわゆる市場化テストが本格化したときにはもっと大きな組織のところターゲットになってきて、今やっているのは大したことないと言うと失礼だけれども、だんだん大物が出てくると思います。

そのときに、やはりとんでもないものがたくさんありますから、その数値的データを見て、それはすぐ出してくれますから、やりたいという人は随分出てくるような気がしますので、今、おっしゃった連携は非常に大事だと思いますし、富田先生に専門委員をお願いしたのはそういう理由もあってのことです。彼はずっと独立行政法人の見直し会議に出ていますから、お願いしているわけです。このような連携は大変重要な指摘だと思っています。

宮内議長 どうぞ。

村上大臣 余り大臣が発言すると事務方がはらはらするので抑えておったんですけれども、まさに大橋先生のおっしゃるとおりで、私も独立行政法人に関する有識者会議の議論を感じていまして、多分、サッチャーだったら全部民間に売り払ってしまったと思うんです。やはり、そのぐらいドラスティックなことをしないと、私は先生の御指摘のように、動かないのではないかと思うんです。

それから、先ほど黒川先生が言っていたコストの問題なんですけれども、まさにそれが大きな問題で、イギリスだと官と民の競争入札でありますと、先生が言われるように、官

はそれに刺激されて、結構、入札で民に勝つことがあるんです。だから、やはり先生の御指摘、非常に大事で、本当に官自身にコストパフォーマンスを考えさせるためには、先生の御指摘のようにきちっと強調していただくと、官も自立心を持って、気を引き締めてやるようになるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

鈴木議長代理 独法の検討委員会との関係ですけれども、この種の問題というのはよく幾つかでぶつかるわけです。特に政府の中には審議会が非常に多うございますから。

やはり、これは私は当該審議会というものと連絡を密にするとともに、基本はいい答申、強い答申を書く方が勝ちという、この競争原理は審議会の中にも働いていないと無意味ですから、私どもの方がいい答申を書けるのだったら、それを書いたら、そのいい答申を他の審議会がだめだと言う理屈はないという、バイス・バーサの関係に立つ問題だというふうに思っております。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、また追加御意見ございましたら、後ほどでも結構でございます。

それでは、次のテーマでございます。14の「重点検討事項」につきまして御報告をいただきます。混合診療から、資料の順番に沿いまして、各担当委員から御報告をいただきます。

まず、草刈委員から御説明いただきまして、1項目につきまして数分という、いつも時間制限して申し訳ございませんけれども、できるだけ簡潔にしていただければと思います。

なお、欠席の委員の分につきましては、事務局から委員の御意見を踏まえましてお願い申し上げたいと思います。

それでは、よろしくお願いいいたします。

草刈総括主査 それでは、混合診療のところ、先ほど来、いろいろお話がありましたけれども、スケジュール的なこと、あるいは進捗状況ですけれども、これについてはいろいろ考え方がばらついている部分もありましたので、まず、それを我々ワーキンググループの中で統一をしようということで、議長以下の御意見も徴しまして、大体、先週の末で、その辺の考え方の統一ができたというふうに考えます。

それをベースにして、今年この混合診療についての我々の考え方と、それから、こういうふうにやってもらいたいということを求めるとい、いわゆる、こちらの求めるものをまとめるという作業をは今週中に終わらせます。

その間に、現場の方々の意見を聞くという、いわゆる現場検証的なことを既にやっておりますが、更に2～3の病院にお邪魔をして、ヒアリングをしていきたいと思っております。

交渉というか、折衝になりますが、これは10月の下旬に厚労省との公開討論、それから、いわゆる患者さんとのディスカッションとか、あるいは病院の方々に集まってもらって議論をするというような計画を、今、立てておりまして、大体11月の頭には一つの間報告的なことはできるように持っていきたいと思っております。

あとはここに書いてあるとおりでございますので、詳しい御説明は省きますが、まず、1

0月4日に厚生労働省の保険局にあいさつというか、仁義を切りに行きました。水田保険局長と中島審議官と2人出てこられましたが、そこで要するに全面解禁というベースでやってほしいということ、それから特定療養費制度での対応という制度改革程度では納得できませんということをお知らせしました。

それから、公開討論についても申し上げましたが、ちょっとすっとんきょうなことを向こうが言ってきてびっくりしたのですが、「あなた方、中医協と話してください」と言われて、キツネにつままれたような感じになりまして、ちょっととぼけているのかなと思いつつ聞いておりました。

それから、現場検証ヒアリングの実施状況ですが、まず読売新聞の本田さんという女性記者がいて、この方は、いわゆる自分のがん体験をベースに大変立派な連載をされているのですが、この方に来ていただいているいろんな話を聞きました。

それから、10月6日に、NPOの方でCOMLという医療人権センターの辻本さんという女性に来てもらって、この方からもいろいろ話を聞きました。

それから、小笠原クリニックの小笠原さんというのは、河北病院の元院長さんをやっていた方で、この方にも話を聞きました。

要するに、混合診療の解禁については、基本的にこの方々は全員賛成でございます。ただし、情報公開・情報開示、それから医者によるインフォームドコンセント、ここが整備されないと怖いという話もありまして、大変参考になりましたので、この辺は1回、白書として、全部終わったらまとめて我々の力にしたいと思っております。

大体、そんなところでございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に、株式会社等の医療機関。これは八代さんから。

八代総括主査 これは前にも御説明したかと思いますが、基本的な考え方は、農業改革におきまして、農業生産法人に株式会社が現在は49%まで出資できるようになったという改革の言わば医療法人への適用でありまして、現在でも、医療法人に対して株式会社が形式的に出資をすることは可能なわけでありまして、これは1人1票であるとか、議決権がないとか、そういう言わば寄附に近いような形になっている。これを実質的な出資、すなわち、当然ながら株式会社であったとしても医療法人の社員としての地位を与え、かつ、社員総会において議決権を出資額に応じた個数とするという、基本的な商法の考え方を適用するということを求めています。これは何ら法律で規制されておるわけではなくて、全くのあいまいな解釈という形でしか規制がありませんので、これに対応したい。

それで、公開討論を考えているんですが、なかなかスケジュールが調整できずに、まだできておりませんが、速やかに10月の末から11月の初めぐらいには是非やりたいと思っております。

それから、同時に医療法人が他の医療法人に出資するという点についても、同じように出資額に応じた議決権を与えるということで、病院・医療機関の間のM&Aが促進され

る。それによって、質の高い病院がネットワークを張れるような形に持っていきたい。それが医療界の改革に貢献するのではないかと。こういう考え方でやっております。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、あと、医療関係三分野、鈴木さんの方からお願いします。

鈴木議長代理 「③医療分野における価格決定メカニズム(中医協の在り方)の見直し」ですけれども、これにつきましては、「中間とりまとめ」でも具体的な提案が当推進会議からなされておるわけでございまして、先般も医療ワーキンググループにおきまして厚生労働省からのヒアリングを行いましたら、それに類似した、あの事件をベースとして中医協での検討の中において各界から挙げられてきた疑問点、例えば、ここに議長ペーパーの中に書いてありますけれども、委員構成とか、在任期間とか、その他等々という問題についての審議に入っておりますと。こういう説明がございました。

私どもとしましては、かねがね、この中医協というものが医療の価格決定、その他の医療政策を決定するところにおいて持っております権限、あるいは、そういうものをベースとして、果たしてそれが医療改革に対してどういう意味を持っておるのかということを考えまして、2001年の答申のときにもこれに触れたことがございますけれども、その点を踏まえて、今後、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

問題の視点といたしましては、これは南場委員からの御提案があったわけですが、今のよう委員の任期を短縮するとか、あるいは審議過程を公開するとか、そういうのでは生ぬるいではないかと思えます。ここは一つ、解体的出発というのか、中医協自体を一遍解体して、首のすげかえです。そういう組織のすげかえをやってという提案も出ておまして、私もそういう考え方は大好きですが、これに対しては十分、南場委員の御意見も参照しながら、今後の議論を進めていきたいというふうに考えております。

中医協につきましては、以上です。

続きまして、地域医療計画ですけれども、これは本年度の私ども医療ワーキンググループの一つの大きな柱にしようと考えていますが、現在、9月24日でしたか、厚生労働省における研究会のレポートが出ておまして、この中で2つのケースに分けて、今、「病床規制」を廃止するとしたらという場合と、廃止できない場合にどうしたらいいだろうと。このことを考えておるようです。

そういうような議論も踏まえて、この「平成14年度より検討、平成17年度中の早期に措置」、これは先に医療ワーキンググループで出した答申ですけれども、この内容は必ずしもクリアカットではないと思えます。基本は何かといたら、「病床規制」は、なくてよい。特に急性期の場合においては不要なものにしていきたい。慢性期についても、それに準じて考えられないのかというのが基本だと思います。昔から、この分野は需給調整規制撤廃をやる場合に一番声高に叫ばれた分野でした。病床数と医療費は正の相関があって、病床を増やせば医療費はどんどん上がると。だから、病床はコントロールしなくてはいけないというのは厚生労働省が叫び続けたことであるわけですが、それは出来高払

いのシステムの中でやっておればそうなるでしょう。こういう問題も含んでおるわけでも
す。

ですから、支払方法というものとも関連しながら、どうやって必要な入院日数というも
の。今の入院日数というのは、世界でも冠たる長いものを持っておりますから、そういう
ことを考えながら処理していかなくてはいけない分野だと思っております、そんな視点
から、この問題に当たっていき考えでして、さっき申しましたけれども、少なくとも救急
病床というか、一般病床に対しては、もはやそういう規制をして、数をコントロールする
ことには意味がない。それが病院間の競争を阻害しているという観点から、これを撤廃す
るということを目指しております。

それでは療養病床はということになります、これは福祉部門において、それに代わる
ような施設が幾つか充実しておるわけでも、必ずしも昔のように病院を住みかとしてい
くというだけではないわけですから、その視点からも踏まえて「病床規制」に対して、本
年度はなるべく収斂していくよううまい基準をつくってなんていう、これは私が書いた
わけのわからぬ言葉ですが、わけのわからぬ言葉ではなく、わけのわかる言葉にできたら
して行って、積年のこの問題に対しての決着をつけたいと現在は思っております。

それにつけても、関連して、出来高払いからの脱却というのは、それだけではございま
せんが、極めて重要な手段でありますから、包括払い方式、なかんずく、DRG/PPS
の導入というものは必然的にこの問題に絡んでくる問題だと思っております。以上が「④
地域医療計画（病床規制）の見直し」の問題です。

3番目の「⑤医薬品の一般小売店における販売」ですけれども、これは御案内のように、
小泉総理の裁断があって、医薬品として成分を変えることなく、一般の小売店で販売でき
ることにしろという、非常にクリアな裁定が出たわけですが、厚生労働省はこれに
対して非常に呻吟したというのが私の実感でありまして、非常に苦勞はされましたが、最
終的には、なるほど、成分は変えなかったけれども、やはり医薬品として出すことに対し
ては、あの時点ではできなかった。

したがって「医薬部外品」として出すことによって小泉裁定に対するアンサーとしたわ
けですが、これはまだ極めて中途半端です。あくまで我々が求めておるのは医薬品
としてやるということです。

先回は三百幾つのもものが「医薬部外品」になりましたけれども、これは中身を考えてみ
ますと、そもそも、それまで医薬品であったことの方がおかしい。昔、医薬品だった、し
かし、削らなければ医薬品だとして残っておるものの中から三百幾つを、成分を変えずに、
「医薬部外品」と名前変えしたに過ぎないものも、全部とは申しませんが、幾つか混じっ
ているのではないかと思います。

そういう中途半端な話ではだめで、医薬品は医薬品として、そして、医薬品ではあるが
一般小売店、つまり、薬剤師常駐というものではない形でもそれが販売できる。勿論、そ
の場合に相談の仕組みというものは別途に考慮する必要があるわけですが、それも

リーズナブルなものでなくてはならないということを含めて、今年度もこの問題に対しては議論を進めていきたい。こういうふうに考えております。

厚生労働省とのヒアリングは、前回、10月5日に行ったところです。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、介護分野につきまして、八代さんの方から。

八代総括主査 「⑥施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化」というのは、現在、介護保険体系ではこれが完全に分離されているわけでありますが、これは過去の公的保険・公的福祉時代からの言わば積み残しのものが残っていたわけで、今回の介護保険改革に併せて、これを一元化してしまう。すなわち、今の介護施設というのは、実は介護サービス付きの言わば公的住宅であるというような位置づけにすることによって、介護サービスというものは共通であるという方向に持っていくという考え方でありまして。そのためには、家賃、それから食事代を利用者負担にするということで、これは基本的には厚生労働省とも考え方は一致しております。

やや違う点は、②にありますように、家賃をいただくのであれば、当然ながら、施設整備費補助は要らないのではないかと、当方が考えているのに対して、何か交付金というようなものを代わりにつくりたいということであるわけですし、それを仮につくるのであれば、少なくとも現在のように社会福祉法人だけに施設整備費補助をするというのではなくて、企業も含む他の経営主体との間のイコールフットィングの形にする必要があるということをごちらは言っております。

それから、同時に、特養だけにホテルコストを取るというのではなくて、他の介護保険の対象となっております老健施設、あるいは療養型病床群、これは事実上、病院であるわけなんです。こちらについても同じように、施設建設費償還分の介護保険給付についても廃止するという打ち出しをしておりますが、これについては先方はまだ見解を示しておりません。これについては、1回ヒアリングをしましたが、再度、福祉ワーキンググループの方で更に意見交換をしていきたいと思っております。

それから、「⑦幼稚園・保育所の一元化」につきましては、まだ本格的なヒアリングをしておりますが、こちらで書いてありますように、18年度から本格的に実施される総合施設については、幼稚園と保育所という、それぞれ違う規制の体系になっているわけで、厳しい方の規制に統一されては何の意味もありませんので、緩い方の規制に統一するというふうなことも、そういう形で議論をしていきたいと思っております。

それから、特区におきましては、既にいろいろ、合同施設という形で提案ができておりますけれども、更に進めて、両施設に関する行政を一元化する、言わば先行実施するという形でものを進めていきたいというふうに考えております。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、草刈さん、お願いいたします。

草刈総括主査 これは事務局にやってもらうというふうになったんですね。ちょっと白石さんから御注文がございまして。

原企画官 それでは、事務局から御報告申し上げます。

まず、「⑧経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化」でございますが、「中間とりまとめ」におきまして、「機関補助」に代えまして「パウチャー制度」の早期導入を検討すべきであるということで提言をしております。早期導入という観点から、制度設計上の工夫が必要になるかどうか、その辺りが今後の議論でございます。

また、その抜本的な「パウチャー制度」の導入という前の当面の措置といたしまして、特区で認められました株式会社、あるいはNPOが設置した学校について、学校法人と同等の私学助成等の対象とすべきである。これも「中間とりまとめ」で主張してございますが、「公の支配」を満たすための行為要件というものが論点になってこようかと思えます。

スケジュール的には、10月1日にワーキンググループを開催いたしまして、パウチャー等について有識者の方からヒアリングをするとともに、論点を整理したところでございます。

今後は、10月中に文科省の方から検討状況について御報告をいただきまして、その上で、できるだけ早く公開討論を行うということでございます。

次が「⑨学校に関する『公設民営方式』の解禁」ということでございます。

これにつきましては、「公設民営方式」を高等学校、あるいは幼稚園のみならず、義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁すべきだということを「中間とりまとめ」で提言をしております。

具体的には、公設民営の具体的な方法をいかにすべきかということで、これは夏前の公開討論でも議論になりまして、「中間とりまとめ」におきましては、その下の でございますが、当会議といたしまして2つの方法を提示してございます。この辺りを具体的に詰めていくことが一つの論点かと思えます。

また、先ほどの議長ペーパーにもございますが、委託先の在り方というものにつきましてもなるべく限定せずに、広く民間が受託できる形にすべきだということでございまして、この辺りももう一つの論点かと思えます。

これも先ほどと同様に、1日にワーキンググループを開催しておりまして、今後、公開討論に向けて準備を進めたいということでございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ハローワークの民間開放は八代委員からお願いします。

八代総括主査 「⑩ハローワークの民間開放促進」という点につきましては、これは官業民営化等ワーキンググループの方でもやっておりますし、それから、先回、雇用・労働ワーキンググループの各省ヒアリングをしたときにも職業紹介業務等に関連してかなり突っ込んだ議論をしております。

いずれにしても、このハローワークというものについては、基本的な機能とサービスの質を維持した上で、いかにして民間の開放を進めていくかという点を考えていくわけですが、ただ開放しただけではやはりいろんな問題が起こりますので、それに関連した、特に民間事業者に対してどういう報酬体系を設定するかというのがかぎになっておりますので、ある意味で、これは医療と介護保険に似た問題がありまして、一種の包括払いなのか、出来高払いなのかと。あるいは、その中間なのかという点について、更に詰めていきたいと思っております。

宮内議長、本田委員、お願いいたします。

本田委員 社会保険でございますが、社会保険庁はほかの官庁と若干違っておりまして、ほかの官庁は非効率及び国民に対するサービスが十分ではないといったようなお話はあるんですが、それに加えまして、こちらは業務ミス、公務員の行動規範に反する行動に問題があるといったような複合的な課題を抱えていらっしゃいます。

ちょっと述べさせていただきますと、国民年金に関しては皆様御存じのように、徴収率が63.4%と低い。

加えまして、厚生年金・政府管掌健康保険、特に厚生年金です。これは、徴収率は高いんですが、徴収の対象とすべき、厚生年金を実際であるならば適用しなければいけない事務所なんだけれども、適用していないところの数が把握されておりませんので、表面的には徴収率が高いんですが、実質的に徴収率が低い可能性がある。

年金相談に関しましては、今、団塊の世代が年金受給者になることにつれまして相談件数が非常に増加してきており、今後も増えることが予想される中、親切な業務運営ができていないという御意見があるということを保険庁さん自体が外部に出していらっしゃいます。

給付に関しましては、たび重なる給付ミスが起こっておりまして、例えば24億円の過払い、250億円の未払いということが起きております。

次にコスト効率でございますが、社保庁に提出いただいた資料ベースでは、平成16年度の特別会計の予算に入っている分だけで940億の人員費。これは1人当たり853万円になります。これ以外にも、非常勤の職員の方を雇っていらして徴収に当たっているということで、この外枠でコストがかかっております。

加えまして、システムもかなりかかっているということでもございまして、大変申し訳ないんですが、新聞発表ベースでございますけれども、約千億円程度かかっているという状態です。

職員の方なんですけれども、賄賂の授受に関する報道は皆さん御存じのとおりだと思いますが、保険料を野球大会の費用等に支出されたという記述もございます。

加えまして、個人情報に関しましては、加入者情報の漏えい及び医療レセプトの情報流出といったような多々な課題がございます。

したがって、当然のごとく、実はこれを用意しました金曜日の後に、この週末、1

か月以上国民保険を払っていない国民というのが1,000万人いるというような数字も出ておりますが、こういうことから社保庁の関連業務に関しまして不満の声が出ております。

これらを是正するためには、こういった業務を独占的に行うのではなく、民間の持つ、徴収での督促でございますとか回収というのを、例えばコールセンターの方を活用したような形で効率的に行うといったスキルとか、顧客である国民の満足度を充実させつつ成果に応じたコストの支払いを可能とする仕組みを活用するなど、競争による業務の進め方の向上を目指すためにも、民間への開放が有効と考えられるかと思えます。

ちなみに、基本的に社会保険の給付・徴収に関しましては、政策で決定された保険料率に基づき、ある程度システムティックに決定される個々の徴収額等の処理でございますので、一般的には裁量の余地というのはほとんどないというふうに理解しております。年金相談に関しても、これは同様のことだというふうに考えております。

したがって、十分なガイドライン化、マニュアル化による民間開放は可能ではないかと考えております。

これまでの検討と、今後の進め方でございますが、ちょっと私の不徳のいたすところで若干遅れておるんですけれども、官業民営化等ワーキンググループのヒアリングというのに私も出させていただいておまして、ここからのヒアリングを生かすとともに、今後は市場化テストの活用も視野に入れて、市場化テスト及び官業民営化ワーキンググループの皆様方と連携させていただきながら、民間開放の推進を図ってまいりたいと思っております。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、 安居委員からお願いいたします。

安居委員 私の方は国際経済連携ワーキンググループということで、昨年からの問題に絞りまして話を進めております。

ここに3つほど書いてありますが、基本的に日本のシステムは一応残すということで、ビザの問題、それから研修制度の活用、この2つの面で昨年は話をまいりました。

一部は、昨年12月末で、例えば永住権についての例を示すというようなことで進んだんですけれども、まだ非常に不十分ということで、今年、再度、リストアップしながらやろうとしております。

ここに書いてありますが、9月6日、10月1日というようなことで、もう一度ヒアリングをまいりまして、本日午後、外務省の方で海外交流審議会という、これもやはり同じような検討をしておられるということで、そういうのをいろいろ併せて、もう少し具体的なリストをつくって外務省、あるいは法務省と、関係の省庁と進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員からよろしく申し上げます。

鈴木議長代理 車検等につきましては、基本的には期間を延長するという方向で考えております。

問題は時期です。これは「平成 16 年度中に取りまとめ」云々というふうに書いてありますが、これはかなりの折衝を経た末の一つの書き方なのですけれども、私の方の解釈は、平成 16 年度中というのは何も平成 17 年 3 月 31 日を意味しない。早ければ早いほどいいということをお伝えした上での書き方なのです。これからの問題は、それでは延長期間は一体何年にするか、この 1 点に絞られておるといふふうに思います。

私の打ち出し案は、6、4、4、4、4 ということです。こ現在の倍にするということです。これをこの場でびた一文引くとか引かないとか、そういうことは言いません。

それに対して国土交通省は調査検討会を行っておりまして、この調査検討会でのある一つの方向性が、この 12 月までに出てくるのか、出てこないのかといたら、そこが問題だということです。

ということですから、この 12 月の最終答申の中に決まりました、何年ですということが書けるのかどうかということがこれからの一番の問題になってくる。また、早くそういふことで、とにかく何年というのを書いた方が得なのか、得でもないのかと。ここら辺が一番、思案のしどころではないかといふふうに考えて、そんなところから国土交通省との折衝を続けていきたいといふふうに考えております。

以上です。

宮内議長 それでは、最後は神田委員がお休みなので、事務局からお願いいたします。

岩佐企画官 最後は「規制の見直し基準の策定」の検討ということでございます。これは、基本ルールワーキンググループで神田先生の担当でございます。

「1. 検討の論点」でございますが、規制の必要性・合理性等を客観的に議論・判断していくための規制の見直し基準を作成するということで、この策定作業を開始していきたいということでございます。

「2. これまでの検討状況」でございますが、これは規制の制定とか改廃の際に、影響についてパブコメにかけるといふことで、これは R I A というものでございますが、これを試行的に実施しようといふことで、8 月にその内容につきまして各省庁に事務連絡を送付しております。これで、10 月 1 日から各省庁で試行的に実施いただいたらどうでしょうかといふことで御提案をさせていただいております。

「3. 今後の進め方」でございますが、規定の見直し基準を作成するということで、その基本的な考え方を整理していくといふことでございます。その中で、R I A の本格的実施についても検討をしていくといふことと、あとは関連します制度・手続の見直しについても、引き続きフォローアップを進めていきたいといふふうに考えております。

以上です。

宮内議長 特急で御説明をいただきまして、すべてのテーマにつきまして、御質問・御

意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、どうぞ、御質問・御意見等ございましたら。

どうぞ、南場さん。

南場委員 先ほど鈴木議長代理の方から中医協の件についてもお言葉をいただきましたけれども、中医協の在り方という、あることを是認しているようでちょっと言い方自体も気をつけたいと思うのですが、鈴木議長代理がおっしゃったとおり、各論の対症療法的な改善、しかも、中医協が内部で自己改革を考えるという次元を超えた問題を抱えているというふうに認識しています。中医協の歴史を見ましても本当にぎくしゃくの歴史だったわけなんです、32兆円の医療費の配分、更に配分以前の医療政策を決定するという役割にふさわしい位置づけ、組織に変えていく必要があるのではないかと。

鈴木さんがおっしゃいましたように、改善ではなく、個別の改定ではなく、ゼロベースで一旦廃止して再出発をするという形を取ることがふさわしいのではないかというふうに強く思っているわけなんです、この際、国民及び被保険者にもわかりやすい、すなわち、医療費の配分の方針や方法論、そして、作業の内容、そして作業が方法論に正確にのっかって行われたかという評価をつまびらかにできるような位置づけに引っ張り出すということを検討してはどうかと思います。

例えば、厚生労働大臣の諮問機関という位置づけから外してしまっ、内閣府に置くという考えはないだろうか。そして、ゼロベースでつくり直すという考えはないだろうかと思うわけです。

この話、気になりまして、周囲の人に相談し始めますと、そんなことを言い出すとひっくり返したような騒ぎになり、個人的にもよろしくないことが起こりますというふうに不吉なことをいろいろ言われましたが、個人的にはどうでもいいのですが、地雷を踏むようなことでもあるのかもしれない、医療関係の案件が数多い中で、このポイントをどのように取り扱って行くべきかということ、この機会に皆さんから御助言いただきたいと思えます。

鈴木議長代理 私ですか。

宮内議長 いや、皆さん、何か御意見ございましたら。

鈴木さん、どうぞ、御意見。

鈴木議長代理 私の考え方はさっきも申し上げたように、南場さんの考え方は大好きだと申し上げました。ただ、これからどういうふうにやっていくのかというのは、もう少し議論を詰めてみないかと思っております。

なお、個人的なといいますか、余り個人的なという事柄は心配しなくてもよろしいのではないかというふうに思っています。

宮内議長 どうぞ。

草刈総括主査 個人的な意見ですけれども、お話は非常に重要だと思うんです。

このまま厚労省の中で、これを少しいじくってみようとか、患者のなんかも入れようと

か言うんだけれども、結局、基本的にはものの考え方が変わらない人たちでやってもどうせ余り変わらないということだと思えるので、これは非常にいいチャンスだと思いますから、今、南場さんが言われたような方向を、少なくともこの会議としてははっきりと出すべきではないかと思うんです。

やはり、例えば混合診療の維持にしても何にしても、この中医協というのは必ず絡んでくるわけですね。それで、情報公開も何もしていないというような話を、この前ヒアリングしたときに聞いたら、なぜできないかという、あれは議論ではなくて、要するにどなり合いの世界なんだと。つまり、保険者と被保険者の側のお金を決めるときの、そういう極めて低次元の議論をしているだけなので、大事なことについてのほとんどそういう議論が行われていないというのが事実あるようで、だから情報公開できないんだという話もあって、ここは相当にメスを入れるべきかと私は思いますので、ちょうどいい機会だから、そういうことをどんどん進めていただきたいと個人的に思います。

宮内議長 ちょっと私から、草刈さんの話に別にけちをつけるわけでもなんでもありませんけれども、混合診療のヒアリングをされて、絶対条件として混合診療をするには情報公開とインフォームドコンセントが必要であるということですが、これは別に混合診療でなくても情報公開が必要で、インフォームドコンセントというのは必要なものであって、混合診療と別の話ではないかと。そうでないと、保険医療については厚労省が仕切っているから安全、大丈夫で、それ以外は危ないと言っているような、ちょっと論理矛盾があるような気がするんですけれども。

草刈総括主査 この人たちが言っているのは、いわゆる混合診療というものを、我々が言っている形で医師の裁量を基本的に全部認めてしまう、すなわち高度診療 77 項目とかいうことではなくて、全面的に認めるということになると、非常に医者の中には怪しげな人も中にはいるわけで、そこをきちっとした情報公開をしていただいて、信頼できるような形を取ってもらうことが患者にとって非常に大事だと思います。

その場合に、同時に、いわゆるお医者さんの金もうけの材料にされないようにきちっとしたインフォームドコンセントが必要なんだということを言っているわけで、今のような特定療養費制度という中での対応であれば、一応の歯止めはかかっているのだけれども、新しい形でやるのであれば、そういう安全の担保ということは必要だということを行っているということでございます。

おっしゃるように「絶対条件」という言葉がいささか強過ぎるんですけれども、やはり混合診療については全面的に賛成だけれども、余りたくさん項目がばたばた出てくると何でもかんでも混合診療に持っていかれるとか、いろんな不安は多少はありますと。ただ、その場合にもきちっとした情報公開、これは勿論混合診療に限らず、あらゆる医療問題についてはあるわけですが、取り分け、混合診療においてはその辺のところをきちっとやって、お金を自分で払うんだからということも含めて、そういうことをお願いしたいというようなことです。

宮内議長 今回の議論、ちょっと納得できないんですけれども、これはこういう御意見があったということだと思いますが。

どうぞ。

本田委員 私、ここは大変引っかかっているポイントなんですけど、基本的に自由診療を禁止しないとやった時点で、情報公開であるとかインフォームドコンセントの整備はされているという前提で自由診療が行われているわけですね。であるとするならば、その土壤がある中で混合診療を入れても、ここの整備を更に必要というロジックは本当に要るのでございましょうか。

草刈総括主査 ロジックはそうなんですけれども、それでは、患者さんというのが一体どこまで本当のことを教えてもらっているかという点を含めた情報の非対称性というものは、本当に自分がその立場になってみると極めてプアであるということが分かります。だから、情報公開がどうのこうのとみんな言うけれども、実は患者さんに伝えられている情報というのは非常に少ないのではないかと。

もう一つ言えば、セカンドオピニオンという話がありますね。セカンドオピニオンなんて簡単にできるのではないかと我々は思います。確かに東京の人たちにはできるかもしれませんが、田舎に行くと、それはできないというような実態がやはり患者さんの方にあるんですということを非常に強く訴えられた方が、この2人なんです。両方とも、乳がんの患者さんでもあるわけで、非常に苦しみ抜いた方たちの意見でもあったので、そういうように書いてあるわけです。

宮内議長 今日、御議論をいただきまして、全体も含めまして御意見等ございましたら。

大変、大きな課題でございますが、それでは、もう御意見がないということは、この目標に向かって頑張っていただけという決意表明をちょうだいしたということでございますが、大変御苦勞様でございますけれども、頑張っていたきたいと思います。

それでは、最後に、この規制改革・民間開放集中受付月間についてでございますが、志太委員が御欠席でございますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

井上参事官 それでは、いわゆる「もみじ月間」について御説明をさせていただきますけれども、本日お配りしております資料5の内容で既にホームページに掲載をしておりますので、10月18日から11月17日までの1か月間、受付を行うという予定にさせていただきます。

なお、先ほど来、出ております、この期間に併せて市場化テストの民間提案についても募集をするという予定でございます。

それから、これに先立ちまして、全国10か所で普及・啓蒙、それから、個別の相談に応じるということで「もみじキャラバン」を10月4日から明日13日まで実施をしておりますので、この会議からも八代総括主査、黒川委員には基調講演に御参加をいただきまして、ありがとうございました。

それで、11月17日までの受付を終了した後でございますけれども、まず、全体像、

要望の内容を公表いたしまして、その後、各省と年内、それから、年明けにかけて、案件によっては再三協議を行いまして、この紙の中に書いてございますが、来年2月に推進本部で決定をするという段取りで進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、この過程で案件の分野に応じてワーキンググループの主査の委員の方々と御相談をさせていただきたいと思っておりますし、また、これに加えて、前回、9月のこの会議で御意見いただいておりますけれども、要望の全体像について各委員が理解できるような形の情報提供をしてほしいという御意見をいただいておりますが、そのままどさっとごらんいただくというのもあるんですが、全体像を鳥瞰していただきやすいような形で委員の皆様には要望の全体をごらんいただくような、資料についても事務局の方で工夫をさせていただきまして、よく相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

宮内議長 「もみじ月間」につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

答申とりまとめの時期でございますが、この「もみじ月間」で集まったものの中で、また各分野ごとに御相談させていただくという別の作業が出てまいります、この点につきましてもよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

今日の会議、それから、今後の進め方等につきまして、全体として何か御意見ございましたら、どうぞ、御自由に御発言いただきたいと思います。

村上大臣 それでは、ちょっとごあいさつさせていただきます。

今日は本当に先生方、貴重な御意見ありがとうございました。非常に参考にさせていただきました。

それで、先生方も非常にお忙しいと思うんですが、だんだん議論が煮詰まってきたら、先生方も私に直接おっしゃりたいこといっぱいあると思うので、議長さん、遠慮なく議論していただけたらと思います。

それから、最後に、これは蛇足なんですが、今日、本当に先生方の御意見を聞いて、なるほどなというふうに思いました。先生方もお忙しいとは思いますが、お時間のつく先生方で結構ですから、一緒に食事でもする機会を持って、また御指導をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日は、本当にどうもありがとうございました。またよろしくお願ひします。

(村上大臣退室)

宮内議長 それでは、本日の審議を踏まえまして、一番大事な時期に来たかと思っております。引き続きよろしく奮闘努力のほど、お願ひ申し上げたいというふうに思っております。

最後に、事務局から何か連絡事項ございましたら。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 それでは、本日はこれで終わりますが、今後でございますが、各担当委員を中心に市場化テストの民間公募、あるいは公開討論、各省ヒアリング等、いろいろな作業がございます。したがって、この全体会議でございますが、その進捗状況等を踏まえ

まして、今のところ、11月上旬ぐらいかと思いますが、皆様方の進捗状況を聞かせていただきながら決めさせていただきまして、また全体で御議論をしていただくということにしたいと思います。具体的には、日時等につきましては調整をしながら御連絡させていただくということで、またお集まりいただきたいと思います。

議事録につきましては、先ほど申し上げましたけれども、本日の議論の性質上、当分の間、非公表とさせていただくのが一番適切かと思っておりますので、御了承いただきたいと思えます。

なお、会議の様態につきましては、全体的な様態につきまして、記者会見でお話はさせていただくというふうに予定しております。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。